

相模原浄水場系統 西谷給水地点

令和7年10月

区 分	項 目		(単位)	基 準 値	水 質 検 査 結 果					
					1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
病 原 微生物	1	一般細菌	(個/ｍｌ)	1ml中100個以下	0.0					
	2	大腸菌		検出されないこと	不検出					
無機物・重金属	3	カドミウム及びその化合物	(ｍｇ/L)	0.003 以下	—					
	4	水銀及びその化合物	(ｍｇ/L)	0.0005 以下	—					
	5	セレン及びその化合物	(ｍｇ/L)	0.01 以下	—					
	6	鉛及びその化合物	(ｍｇ/L)	0.01 以下	—					
	7	ヒ素及びその化合物	(ｍｇ/L)	0.01 以下	—					
	8	六価クロム化合物	(ｍｇ/L)	0.02 以下	—					
	9	亜硝酸態窒素	(ｍｇ/L)	0.04 以下	0.004未満					
	10	シアン化物イオン及び 塩化シアン	(ｍｇ/L)	0.01 以下	—					
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	(ｍｇ/L)	10 以下	0.82					
	12	フッ素及びその化合物	(ｍｇ/L)	0.8 以下	0.08					
	13	ホウ素及びその化合物	(ｍｇ/L)	1.0 以下	—					
一般有機物	14	四塩化炭素	(ｍｇ/L)	0.002 以下	—					
	15	1・4—ジオキサン	(ｍｇ/L)	0.05 以下	—					
	16	シス-1・2-ジクロロエチレン及び トランス-1・2-ジクロロエチレン	(ｍｇ/L)	0.04 以下	—					
	17	ジクロロメタン	(ｍｇ/L)	0.02 以下	—					
	18	テトラクロロエチレン	(ｍｇ/L)	0.01 以下	—					
	19	トリクロロエチレン	(ｍｇ/L)	0.01 以下	—					
	20	ベンゼン	(ｍｇ/L)	0.01 以下	—					
消毒副生成物	21	塩素酸	(ｍｇ/L)	0.6 以下	0.05					
	22	クロロ酢酸	(ｍｇ/L)	0.02 以下	—					
	23	クロロホルム	(ｍｇ/L)	0.06 以下	—					
	24	ジクロロ酢酸	(ｍｇ/L)	0.03 以下	—					
	25	ジブロモクロロメタン	(ｍｇ/L)	0.1 以下	—					
	26	臭素酸	(ｍｇ/L)	0.01 以下	—					
	27	総トリハロメタン	(ｍｇ/L)	0.1 以下	—					
	28	トリクロロ酢酸	(ｍｇ/L)	0.03 以下	—					
	29	ブロモジクロロメタン	(ｍｇ/L)	0.03 以下	—					
	30	ブロモホルム	(ｍｇ/L)	0.09 以下	—					
	31	ホルムアルデヒド	(ｍｇ/L)	0.08 以下	—					
着 色	32	亜鉛及びその化合物	(ｍｇ/L)	1.0 以下	—					
	33	アルミニウム及びその化合物	(ｍｇ/L)	0.2 以下	—					
	34	鉄及びその化合物	(ｍｇ/L)	0.3 以下	—					
	35	銅及びその化合物	(ｍｇ/L)	1.0 以下	—					
味	36	ナトリウム及びその化合物	(ｍｇ/L)	200 以下	—					
着色	37	マンガン及びその化合物	(ｍｇ/L)	0.05 以下	—					
味	38	塩化物イオン	(ｍｇ/L)	200 以下	6.2					
	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	(ｍｇ/L)	300 以下	—					
	40	蒸発残留物	(ｍｇ/L)	500 以下	—					
発泡	41	陰イオン界面活性剤	(ｍｇ/L)	0.2 以下	—					
臭 気	42	ジェオスミン	(ｍｇ/L)	0.00001 以下	0.000001未満					
	43	2—メチルイソボルネオール	(ｍｇ/L)	0.00001 以下	0.000001未満					
発泡	44	非イオン界面活性剤	(ｍｇ/L)	0.02 以下	0.005未満					
臭気	45	フェノール類	(ｍｇ/L)	0.005 以下	0.0005未満					
味	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	(ｍｇ/L)	3 以下	0.31					
基 礎 的 性 状	47	pH値		5.8以上8.6以下	7.21					
	48	味		異常でないこと	異常なし					
	49	臭気		異常でないこと	異常なし					
	50	色度	(度)	5 以下	0.5未満					
	51	濁度	(度)	2 以下	0.2未満					
衛生上の処置	遊離残留塩素		(ｍｇ/L)	0.1 以上	0.66					

上記水質基準項目について、全て基準値以下となっております。安心してご使用ください。
ご家庭の蛇口には、企業団でつくった水道水が給水地点から各地域の水道局を介して届けられます。